

工事請負契約設計変更ガイドライン (建築工事編)

令和6年8月



東京都

目 次

ガイドラインの策定と改正の背景	1
第1章 設計変更	2
1-1 適用範囲	2
1-1-1 「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」の適用範囲	2
1-2 設計変更の基本事項	2
1-2-1 設計変更の基本的な考え方	2
1-2-2 設計変更等の対象事項	3
1-2-3 設計変更に関する留意事項	4
1-2-4 設計変更の対象とならないケース	5
1-2-5 設計変更の手続（契約約款第17条第1項関係）	6
1-2-6 設計変更の手続（契約約款第18条関係）	7
1-2-7 設計変更の手続（契約約款第20条関係）	8
1-2-8 設計変更の手続（契約約款第21条関係）	9
1-3 設計変更の対象となる具体的な事例	10
1-3-1 図面と仕様書が一致しない	10
1-3-2 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある	10
1-3-3 設計図書の表示が明確でない	11
1-3-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する	11
1-3-5 予期することのできない特別な状態が生じた	12
1-3-6 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	12
1-3-7 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	13
1-3-8 受注者の請求による工期の延長	14
1-3-9 発注者の請求による工期の短縮等	14
1-4 仮設及び施工方法等の設計変更	15
1-4-1 基本的な考え方	15
1-4-2 任意と指定の考え方	15
1-4-3 任意における不適切な対応事例	15
1-4-4 指定とする場合の事例	15
1-4-5 任意仮設と指定仮設	16
1-4-6 仮設の設計変更の留意点	16

第2章 工事一時中止	17
2-1 発注者の中止指示義務	17
2-2 工事を中止すべき場合	18
2-3 中止の指示・通知	19
2-4 基本計画書の作成	20
2-5 契約金額又は工期の変更	21
2-6 工事の一時中止に係る基本フロー	22
参考 工事の一時中止に伴う増加費用等について	23
1 増加費用に関する基本事項	23
1-1 本工事施工中に中止した場合	23
1-2 契約後準備着手前に中止した場合	24
1-3 準備期間に中止した場合	25
2 基本計画書の作成例	26
関連資料－1 施工条件明示の手引き（抜粋）	27
関連資料－2 契約約款（抜粋）	30

ガイドラインの策定と改正の背景

ガイドライン策定の背景

公共工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐に渡る目的物を完成させるものである。

発注者は、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を設計図書に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要がある。

工事請負契約に係る標準契約書の約款（以下「契約約款」という。）第17条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の確認手続、設計図書の変更等について定めているが、「施工条件の明示が不十分」及び「変更手続の認識不足」などの理由により、設計変更が適切に行われていないとの意見もある。

このことから、設計変更の対象事項や設計変更に必要な手続などを明らかにすることにより、必要な設計変更を適切に行い、もって、公共工事の品質確保を図るため、平成21年6月に本ガイドラインを策定したものである。

ガイドライン改正の背景

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の第7条では、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が明記され、設計変更が発注者の責務として法的に位置付けられた。

このような背景のもと、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施されるよう、発注者と受注者双方の責務や手続を明確にするため、本ガイドラインは適宜改正を行ってきた。

【改正経緯】

平成30年4月：「工事一時中止」の明確化、「設計変更」について内容整理
令和6年8月：猛暑による作業の一時的な中止を対象として明確化

第1章 設計変更

1-1 適用範囲

1-1-1 「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」の適用範囲

「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」は、「建築工事」、「電気設備工事」、「機械設備工事」等に適用する。

1-2 設計変更の基本事項

1-2-1 設計変更の基本的な考え方

工事の施工は設計図書に基づいて行うべきであるが、設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行う。

1-2-2 設計変更等の対象事項

契約約款において、設計変更となり得るケースは次のように規定している。

設計変更の対象事項	契約約款
1 支給材料、貸与品及び発生品の変更を発注者が必要と認める場合	第14条第7項
2 工事の施工が設計図書に適合しない場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由による場合	第16条第1項
3 図面と仕様書が一致しない場合 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	第17条第1項 第1号
4 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合	第17条第1項 第2号
5 設計図書の表示が明確でない場合	第17条第1項 第3号
6 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する場合	第17条第1項 第4号
7 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	第17条第1項 第5号
8 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して設計変更する場合	第18条
9 工事用地等の確保できない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合又は条件変更等の事実についての確認が発注者と受注者との間で一致しない場合に、工事を一時中止する場合	第19条
10 自己の責めに帰すことができない事由により、受注者が発注者に工期の延長を請求する場合	第20条
11 特別の理由により工期の短縮を発注者が受注者に請求する場合	第21条

上記のほかにも、特許権等の使用（第7条）、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更（第24条）、臨機の措置（第25条）などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

1-2-3 設計変更に関する留意事項

(1) 受注者の留意事項

受注者は契約約款第17条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。

受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

(2) 発注者の留意事項

発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。

当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。

当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)

設計変更に伴う手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

(条件変更等)

第17条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面と仕様書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 4 前項の調査の結果、第1項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合は、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

1-2-4 設計変更の対象とならないケース

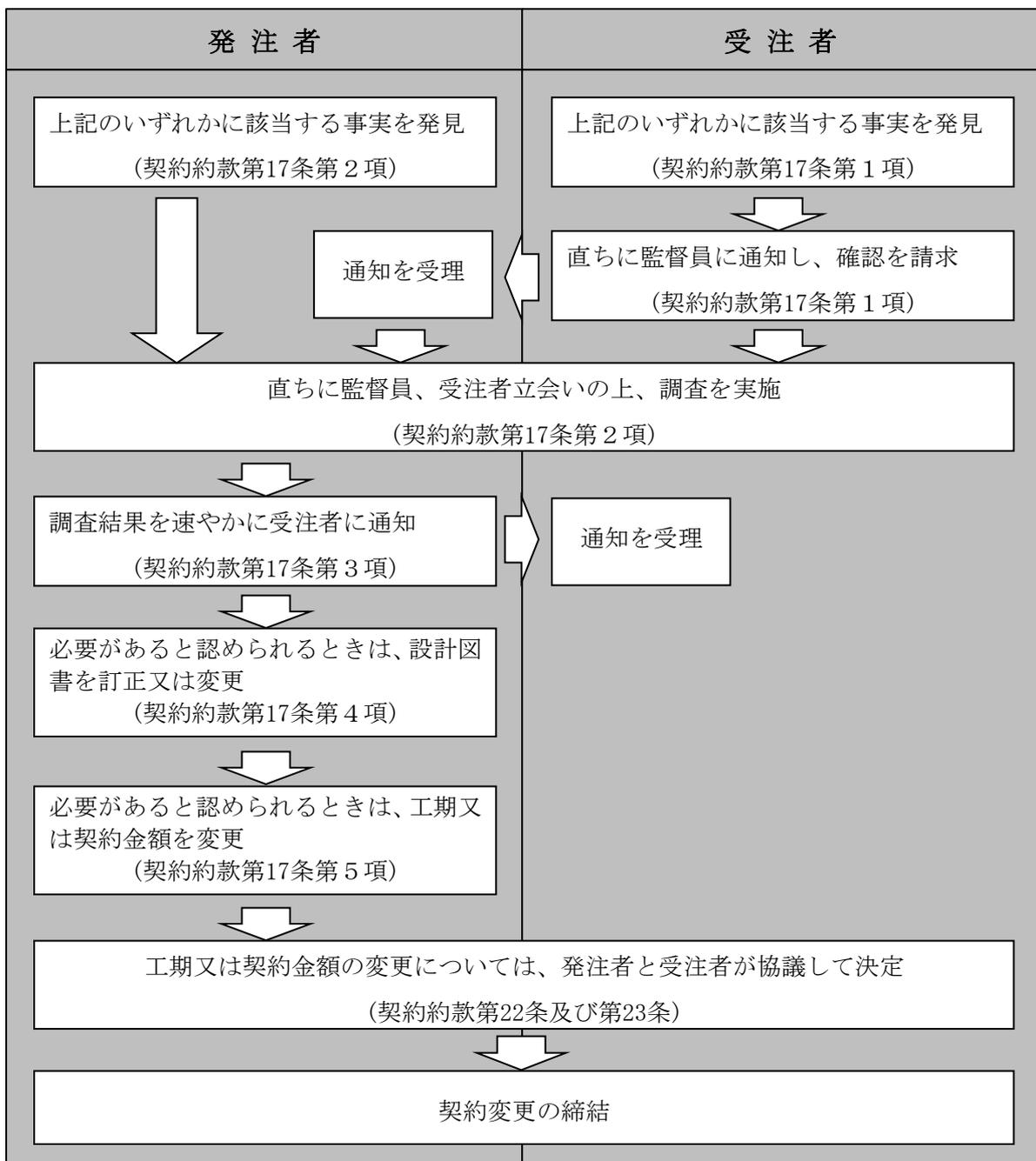
次の場合は、原則として設計変更ができない。ただし、契約約款第25条（臨機の措置）により施工した場合はこの限りではない。

- (1) 契約約款第14条及び第17条から第23条までに定められた手続、東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書及び東京都機械設備工事標準仕様書（以下「標準仕様書等」という。）に定められている所定の手続を経していない場合
- (2) 正式な書面による指示等によらないで施工した場合（口頭のみ指示・協議等）
- (3) 設計図書に条件明示のない事項について、発注者と協議を行わず、受注者が独自の判断で施工した場合
- (4) 発注者と受注者の協議が調わない時点で施工した場合
- (5) 「承諾」で施工した場合

※承諾とは、受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と現場との相違や条件明示のない事項等については、契約約款第17条（条件変更等）で処理される必要がある。

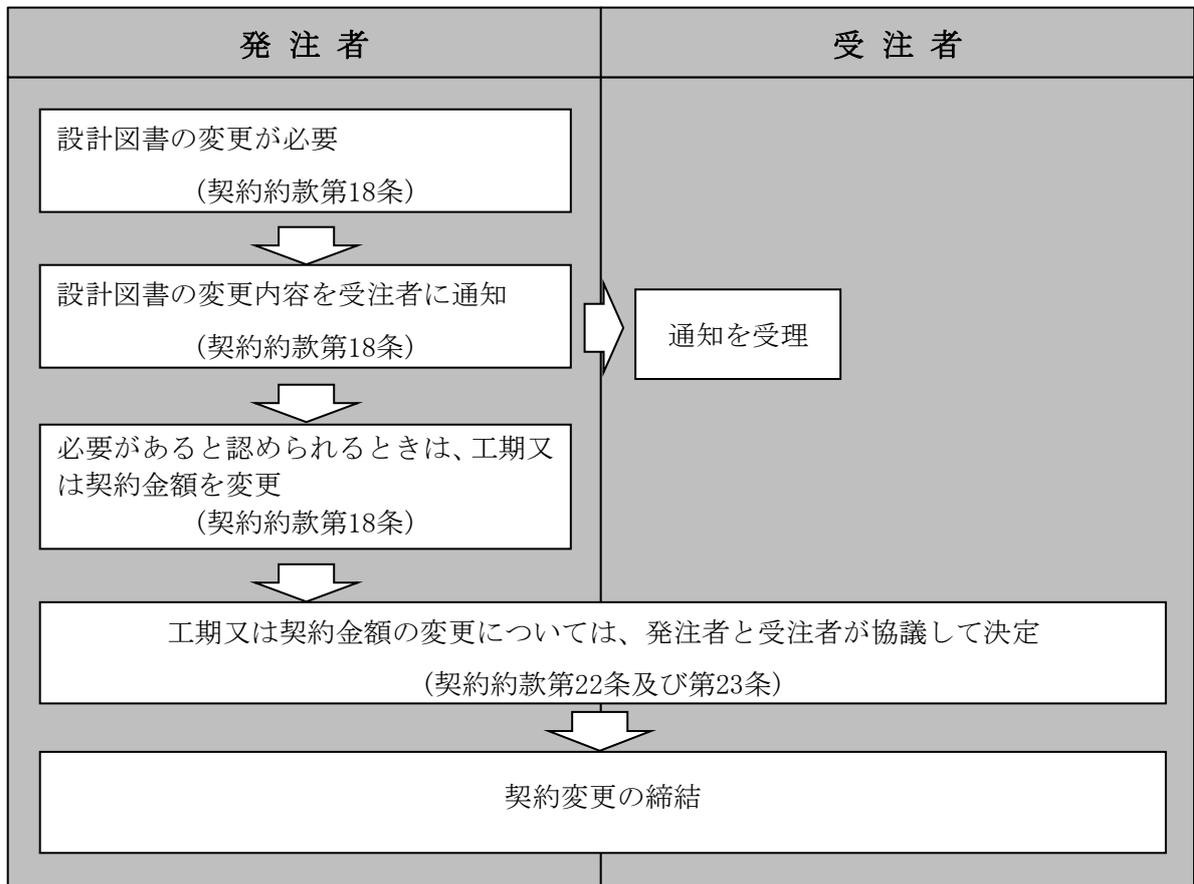
1-2-5 設計変更の手続（契約約款第17条第1項関係）

- 図面と仕様書が一致しない場合
（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合
- 設計図書の表示が明確でない場合
- 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する場合
- 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合



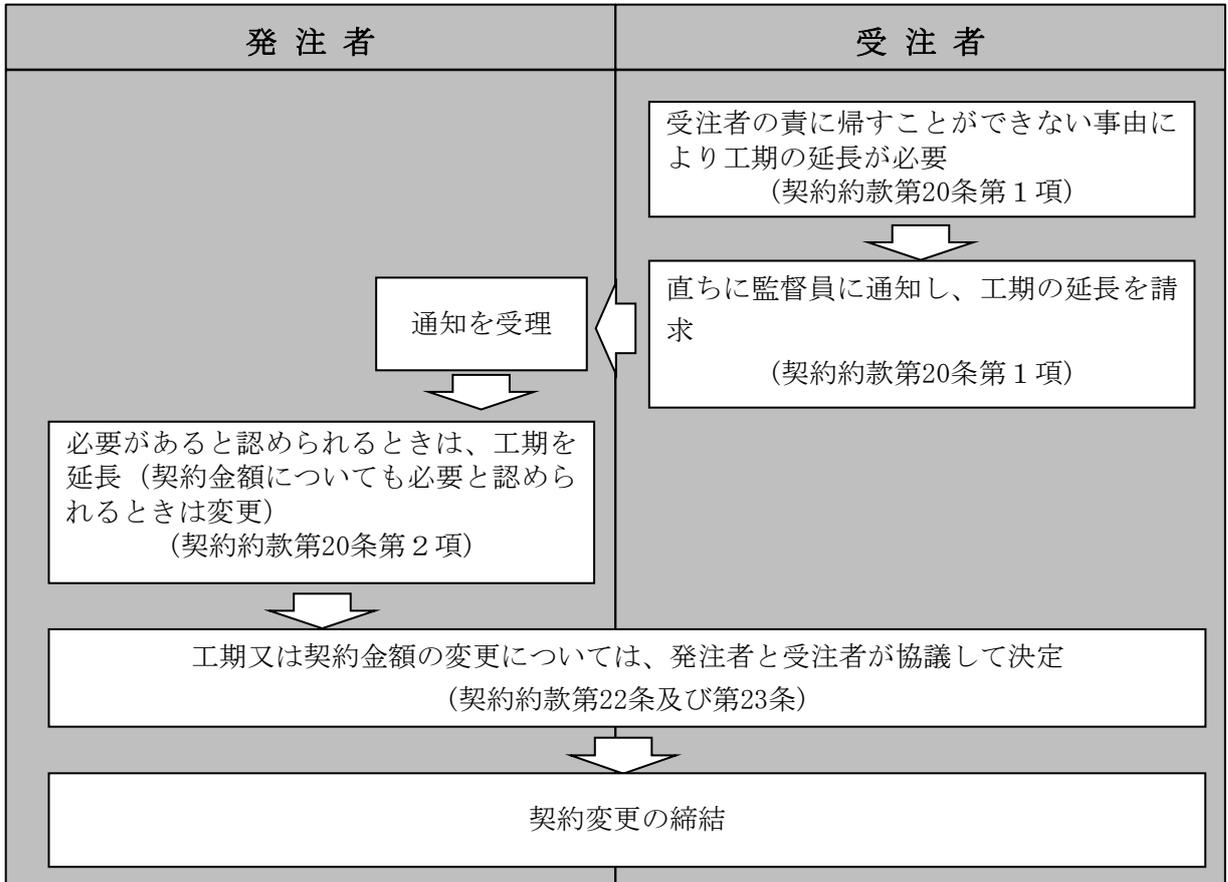
1-2-6設計変更の手続（契約約款第18条関係）

- 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して設計変更する場合



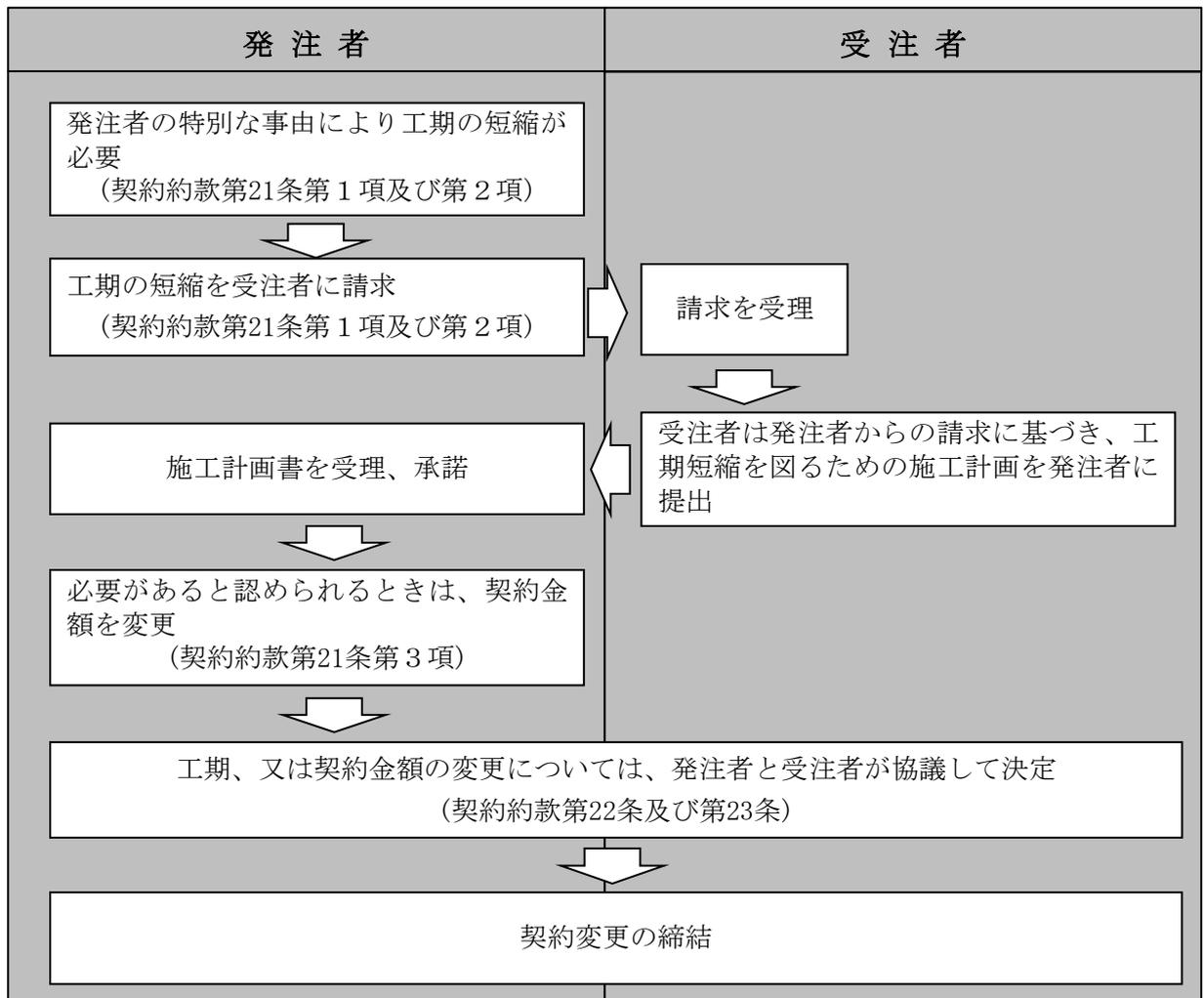
1-2-7設計変更の手続（契約約款第20条関係）

- 受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合



1-2-8設計変更の手續（契約約款第21条関係）

○ 発注者の特別な事由により工期を短縮する必要がある場合



1-3 設計変更の対象となる具体的な事例

1-3-1 図面と仕様書が一致しない

約款第17条第1項第1号

○ 図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（説明）

- ・受注者は、図面と仕様書が一致しない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

（事例）

- ・図面と仕様書の材料寸法、仕様等の記載が一致しない場合

1-3-2 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある

契約約款第17条第1項第2号

○ 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

（説明）

- ・受注者は、設計図書に誤びゅう又は脱漏があると思われる場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

（事例）

- ・平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等

1-3-3 設計図書の表示が明確でない

契約約款第17条第1項第3号

○ 設計図書の表示が明確でないこと。

(説明)

- ・受注者は、設計図書の表示が明確でない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

(事例)

- ・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- ・図面の記載内容が読み取れない場合等
- ・工事施工上必要な材料仕様について、明示がない場合等
- ・改修工事等において既存図面等の不備・不足等により、仕様が判別しない場合

1-3-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する

契約約款第17条第1項第4号

○ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。

(説明)

- ・設計図書に明示されている施工条件と実際の工事現場の施工条件が相違する場合は、工事の施工方法や工事目的物を変更する可能性があるため、発注者に相違する事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・発注者は、受注者から確認を請求された場合、受注者立会いの上、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

(事例)

- ・設計図書に示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
- ・設計図書に示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
- ・施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合
- ・設計図書に示された配管・配線等と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合

1-3-5 予期することのできない特別な状態が生じた

契約約款第17条第1項第5号

○ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(説明)

- ・設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・発注者は、受注者から確認を請求された場合、受注者立会いの上、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

(事例)

- ・施工中に地中障害物を発見し、工事の支障となった場合
- ・施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- ・工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等

1-3-6 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更

契約約款第18条

○ 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説明)

- ・発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

⇒「第2章 工事一時中止」参照

(事例)

- ・周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ・関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ・関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ・施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合
- ・猛暑による作業の一時的な中止を行ったことにより、変更する必要があると認める場合等

1-3-7 受注者の責によらない事由による工事の一時中止

契約約款第19条（抜粋）

- （略）受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき又は第17条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 発注者は、（中略）工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（説 明）

- ・ 受注者の責に帰すことができない事由により工事目的物等に損害を生じ又は工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は工事を一時中止させなければならない。

⇒「第2章 工事一時中止」参照

- ・ 発注者は、工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工事現場等を維持するための費用等を負担しなければならない。

（事 例）

- ・ 設計図書に定められた着手時期に、受注者の責によらず施工できないため、工事を一時中止した場合
- ・ 関係官公署等の協議が未了のため、工事を一時中止した場合
- ・ 受注者の責によらないトラブル(地元調整等)が生じたため、工事を一時中止した場合
- ・ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）ため、工事を一時中止した場合
- ・ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため工事を一時中止した場合
- ・ 埋蔵文化財の発掘（発見）又は調査、その他の事由により工事を一時中止した場合等

1-3-8 受注者の請求による工期の延長

契約約款第20条

- 受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長を請求することができる。
- 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説明)

- ・受注者は、関連工事の影響等、受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

(事例)

- ・関連工事等の影響により、工期延長が必要な場合
- ・その他受注者の責に帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合等

1-3-9 発注者の請求による工期の短縮等

契約約款第21条

- 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。
- 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について通常必要とされる工期に満たない工期とすることを受注者に請求することができる。
- 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められたときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説明)

- ・発注者は、関連工事の影響など、発注時には想定できなかった条件の変更等の特別な事由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面で請求することができる。

(事例)

- ・関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ・その他の事由(地元調整、関係機関調整等)より工期の短縮が必要な場合等

1-4 仮設及び施工方法等の設計変更

1-4-1 基本的な考え方

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則である。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができる。

契約約款第1条第3項

○ 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

1-4-2 任意と指定の考え方

	任 意	指 定
設計図書	施工方法等について具体的に指定しない	施工方法等について具体的に指定する
施工方法等の変更	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）	発注者の指示が必要
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象としない	設計変更の対象とする
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

1-4-3 任意における不適切な対応事例

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・積算ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ・新しい技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

1-4-4 指定とする場合の事例

- ・関係官公署との協議により制約条件のある場合
- ・特許工法又は特殊工法を採用する場合
- ・環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合

1-4-5 任意仮設と指定仮設

(1) 任意仮設

発注者は、設計図書に仮設の構造、規格、寸法、施工方法等を決定するために必要な条件のみを明示する。受注者は、明示された条件に基づき、その責任において自主的に仮設、施工方法等を選択し、安全性の確認等、必要な検討を行い施工する。

(2) 指定仮設

関係官公署等との協議や第三者との調整等により、「仮設及び施工方法等」を指定する必要がある場合、発注者は設計図書等に仮設の構造、規格、寸法、工法等の特別な定めを明示し、指定する。

1-4-6 仮設の設計変更の留意点

(1) 任意仮設

任意仮設は、受注者がその責任において定めるものであり、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。

※応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。

参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、任意であっても、当初積算時の想定条件と現地条件が異なる場合や、新たな制約条件が追加された場合には設計変更の対象とする。

(事例)

- ・土質や想定支持地盤が想定と現地で異なる場合

(2) 指定仮設

指定仮設は、設計変更の対象とする。

(事例)

- ・周辺住民との協議により、新たな条件を付された場合など

第2章 工事一時中止

2-1 発注者の中止指示義務

- (1) 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を通知しなければならない。

契約約款第19条第1項（工事の中止）（抜粋）

○（略）受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき、又は第17条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

- (2) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱いについては以下のとおり。

- ① 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ② 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延長*となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【東京都工事施行適正化推進要綱 第6. 3. 一】

※大幅な工期延長とは、契約約款第45条（受注者の解除権）第1項第2号を準拠して、「工期延長期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が180日を超えるときは、180日）を超える場合」を目安とする。

2-2 工事を中止すべき場合

(1) 受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、①「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」、②「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」、③「第17条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるとき」の3つが規定されている。【契約約款第19条第1項】

- ① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合
 - ア) 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約約款第17条）施工を続けることが不可能な場合
 - イ) 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
 - ウ) 同一現場内に建築、電気設備・機械設備等複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
 - エ) 同一現場内に建築、電気設備・機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
 - オ) 同一現場内に建築、電気設備・機械設備等複数の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- ② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合
 - ア) 地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
 - イ) 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
 - ウ) 天災等により地形等に物理的な変動があった場合
 - エ) 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合
- ③ 第17条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められる場合
 - ア) 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合

イ) 地中障害物の発見など、予期することのできない特別な状態が生じたため施工を続けることが不可能な場合

(2) 上記の3つの規定以外に、発注者は必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。【契約約款第19条第2項】

「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

2-3 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するに当たっては、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約約款第19条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

(1) 発注者の中止権等

① 発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

② 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完了前に限られる。

③ 受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

(2) 工事の中止期間

① 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

② このような場合、発注者は工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

③ 発注者は、一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

④ このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

2-4 基本計画書の作成

工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書の作成を指示する。

- ・受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。）。
- ・受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
- ・実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。
- ・一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。
- ・猛暑による作業の一時的な中止を行った場合は、基本計画書の作成は不要であり、一時的な中止を行った作業、日時が分かる資料（日報等）を発注者に提出することとする。

工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「特記仕様書」に明記する。

1.1.13 工事の一時中止に係る事項

(1)契約約款第19条の規定により工事を一時中止する場合は、中止期間中における工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、以下の事項を記載すること。ただし、一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、内容を省略することができる。ア 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。

イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項。

ウ 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、この旨を明記すること。

(2)工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

(1) 基本計画書の記載内容

- ① 基本計画書作成の目的
- ② 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

- ③ 中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- ④ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ⑤ 工事再開に向けた方策
- ⑥ 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ⑦ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※工事一時中止の指示時点で想定している中止期間における概算額を記入する。一部一時中止の場合は、概算金額の記入は省略できる。

2-5 契約金額又は工期の変更

発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、契約金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。【契約約款第19条第3項】

「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、契約金額及び工期の変更を行う。

(1) 契約金額の変更

- ① 一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料費・労務費・機械器具費等の工事目的物を作るための費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

(2) 増加費用の負担

① 増加費用

暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。

② 損害の負担

○発注者に過失がある場合に生じたもの。

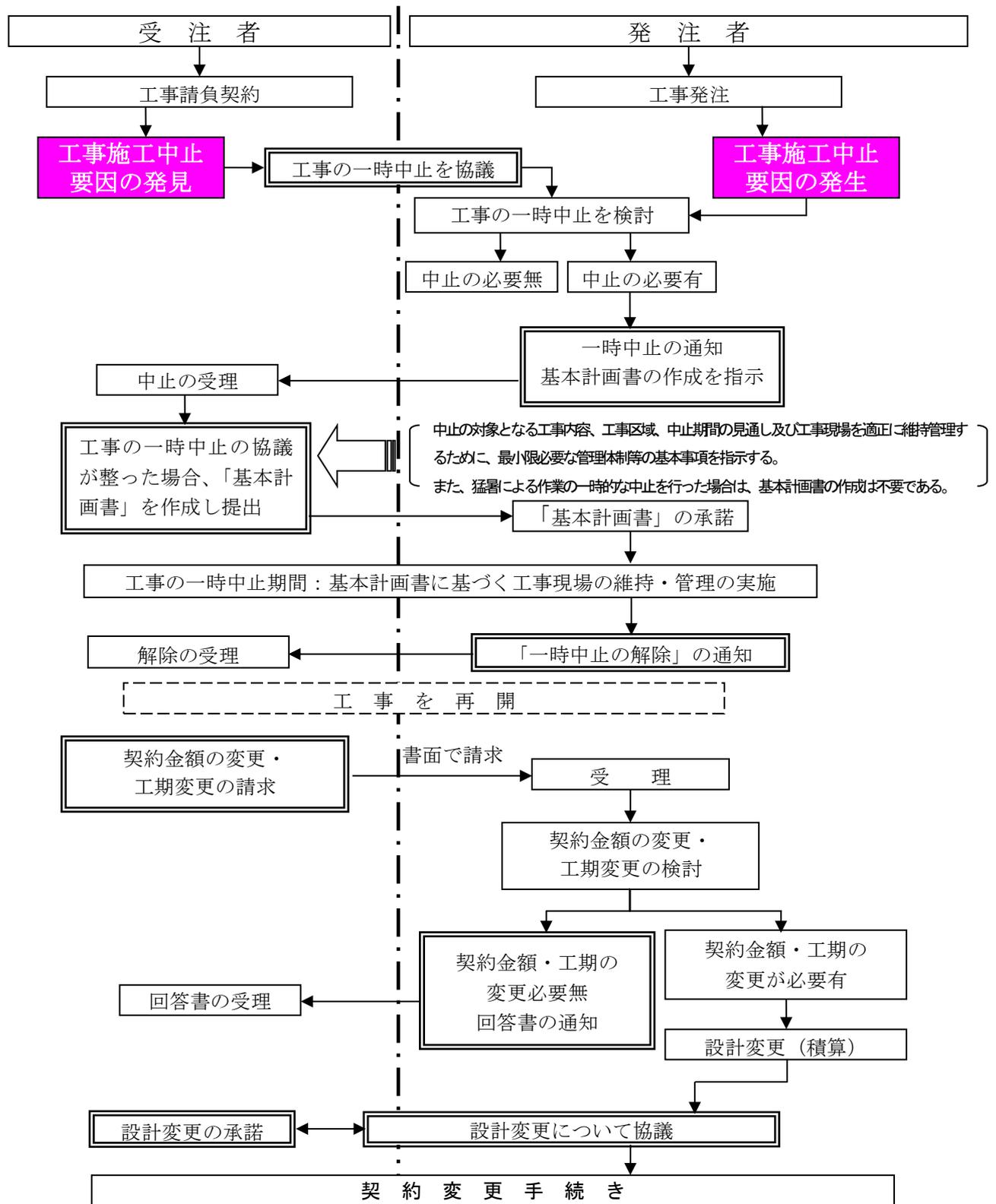
○事情変更により生じたもの。

※増加費用と損害は区別しないものとする。

(3) 工期の変更

- ① 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ② 地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ③ このことから、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

2-6 工事の一時中止に係る基本フロー



参考 工事の一時中止に伴う増加費用等について

1 増加費用に関する基本事項

1-1 本工事施工中に中止した場合 ※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(1) 増加費用の適用

発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

(2) 増加費用として積算する範囲

増加費用として積算する範囲は、以下の費用及び受注者の本支店における必要な費用とする。

① 工事現場の維持に要する費用

中止期間中において、工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等。

② 工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から、中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等。

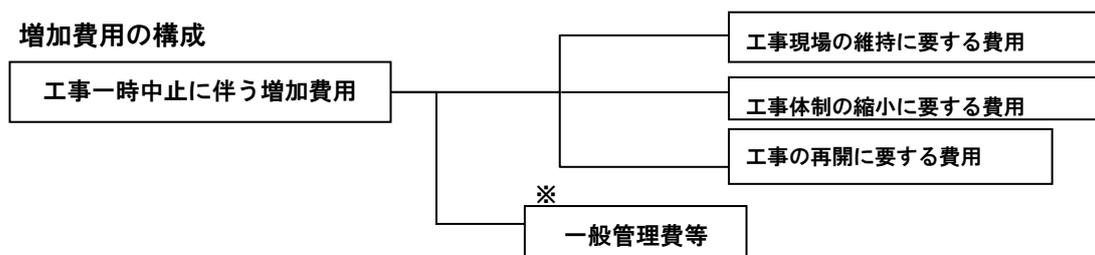
③ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等。

(3) 増加費用の算定

① 受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議する。

② 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

(4) 増加費用の積算

増加費用は、原則として、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い、算定する。

※ 見積りを求める場合、中止期間全体に係る見積り（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積り）とする。

(注) 施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、設計図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。



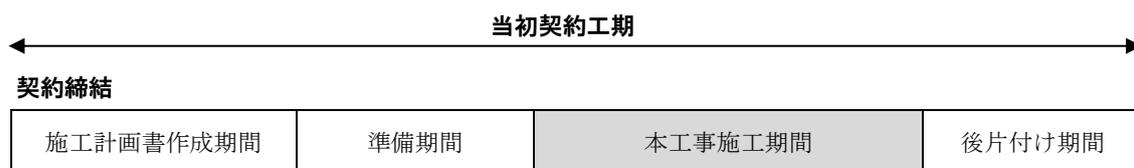
1-2 契約後準備着手前に中止した場合

- (1) 契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備に着手するまでの期間をいう。
- (2) 発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- (3) 一時中止に伴う増加費用は計上しない。



1-3 準備期間に中止した場合

- (1) 準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- (2) 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- (3) 増加費用
 - ① 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
 - ② 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者若しくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
 - ③ 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する（積算は受注者から見積りを求め行う。）。



2 基本計画書の作成例

基本計画書に記載する内容は、2-4基本計画書の作成を参照のこと。

2-4 基本計画書の作成（抜粋）

・一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。

(1) 基本計画書の記載内容

- ① 基本計画書作成の目的
- ② 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ③ 中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ④ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ⑤ 工事再開に向けた方策
- ⑥ 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ⑦ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※工事一時中止の指示時点で想定している中止期間における概算額を記入する。一部一時中止の場合は、概算金額の記入は省略できる。

以下の作成例は、本工事施工中に一部一時中止した例である。どの段階で生じたかにより、必要な内容を記載する。現場状況や条件は個々の工事で異なるため、十分注意すること。

【作成例】

〇〇〇〇工事

工事の一部一時中止に伴う基本計画書

平成〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社

①基本計画書作成の目的

工事概要及び工事の一部一時中止等の概要を記載する。

例：杭工事施行中に地中障害が発見されたため、大きさ・位置等を調査しなければ杭工事の継続が困難であることが判明し、協議の結果、工事の一部一時中止とすることとなった。よって本基本計画書を提出する。

②中止時点の工事の出来形を図面等を用いて示す。

例：杭総数50本を施工するにあたり、杭打機2台を搬入し施工を行っていたところ、5本目を施工中に地中障害が発見された。

③、④、⑤は一部一時中止の場合は省略可。ただし、工事現場の体制に変更が生じた場合等必要な事項は記載する。現場管理責任は明記する。

⑥は一部一時中止の場合省略可。

⑦本基本計画書に変更が生じた場合、速やかに協議を行う。

必要に応じ、図面、工事現場体制等を添付する。

施工条件明示の手引き (抜粋)

施工条件明示について

施工条件の明示は、公共工事の公正な請負契約の根幹を成すものであり、特記仕様書等に適切に明示する必要がある。

施工条件の明示事項

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容及び成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 関連する設備工事の機器の総合試運転及び調整期間を全体工期から差し引いた概成工期を設定して発注する場合は、その工期 6. 工事着手前に土壌調査、地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
用 地	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして所有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
環 境 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う環境対策（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 3. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 4. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 5. 周辺住民の要望や関係官公署の指導等により、特別の環境対策を必要とする場合は、その内容
安 全 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通誘導員、警戒船の配置及び交通安全施設等を指定する場合は、その内容 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 発破作業等の保全設備及び保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

明 示 項 目	明 示 事 項
工 事 用 道 路	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の設置期間及び工事終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮 設	1. 土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設の設計条件を指定する場合は、その内容
建 設 副 産 物	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場等を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工 事 支 障 物 等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
薬 液 注 入 関 係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長と注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
そ の 他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等 10. 改修工事等で既存躯体の補修を行う場合は、その内容

契約約款（抜粋）

※令和6年8月時点

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別添の図面及び仕様書（この契約の締結時において効力を有する工事標準仕様書が別に存在する場合は、これを含む。）をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完了し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、工期が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(監督員)

- 第8条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 工事の施工についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の確認又は工事材料の試験若しくは検査
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第16条 受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担をしなければならない。
- 2 発注者又は監督員は、受注者が第12条第2項又は第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査し、又は確認することができる。
- 3 前項に規定するほか、発注者又は監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査し、又は確認することができる。
- 4 前2項の場合において、検査等及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第17条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面と仕様書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果、第1項の事実が発注者と受注者との間において確

認された場合は、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第19条 工事用地等の確保できない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき、又は第17条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止について受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第20条 受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要がある

と認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第21条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更等)

第22条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(著しく短い工期の禁止)

第22条の2 発注者は、工期の変更を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(契約金額の変更方法等)

第23条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

3 前2項の協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第24条 発注者又は受注者は、工期内で契約締結の日から9月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額(契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事金額(変動後の賃金又

は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(臨機の措置)

- 第25条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 発注者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第29条 発注者は、第7条、第14条、第16条から第21条まで、第

24条から第26条まで、前条又は第33条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。